

令和5年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第9日（令和5年6月27日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 新谷英生君 | 2番 | 形岡弘士君 |
| 3番 | 弘田条君 | 4番 | 武政健三君 |
| 5番 | 山崎誠一君 | 6番 | 吉村政朗君 |
| 7番 | 作田喜秋君 | 8番 | 岡本詠君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 坂本 久恵 君 |
| 議事係長 | 山本 卓己 君 | 主 幹 | 金谷 希 君 |
| 主 幹 | 岡原 孝太 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|         |         |        |         |
|---------|---------|--------|---------|
| 市長職務代理者 | 磯脇 堂三 君 | 会計管理者兼 | 井上 美樹 君 |
| 副市長     |         | 会計課長   |         |
| 税務課長兼   | 谷崎 清 君  | 企画財政課長 | 横山 英幸 君 |
| 固定資産評価員 |         |        |         |

|                         |         |                      |         |
|-------------------------|---------|----------------------|---------|
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長  | 東 直能 君  | 危機管理課長               | 吉永 敏之 君 |
| 消 防 長                   | 宮地 直道 君 | 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長 | 中村 浩司 君 |
| 健康推進課長                  | 竹池 亮 君  | 福祉事務所長               | 岡田 哲治 君 |
| 市 民 課 長                 | 岡田 旭生 君 | まちづくり対策課長            | 中尾 吉宏 君 |
| 観光商工課長                  | 酒井 満 君  | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 和泉 政彦 君 |
| 水 道 課 長                 | 山本 実 君  | じんけん課長               | 窪内 研介 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長     | 畑山 正王 君 | 教 育 長                | 岡崎 哲也 君 |
| こども未来課長                 | 中津 恵子 君 | 生涯学習課長               | 西原 貴樹 君 |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 田村 五鈴 君 |                      |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（細川博史君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和5年土佐清水市議会定例会6月会議、第9日目の会議を開きます。

その前に、今日の最初の質問者でございます8番、岡本議員より資料の配付の要望がありましたので、議長として許可しております。その場所は、タブレットの6月会議その他の資料の中の議員配布資料の中にごございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 皆さん、おはようございます。会派市民のこえの岡本詠です。

今回もこれまで同様、市民生活の向上と市政発展の一助となれますよう、その思いを込めて質問をいたします。

今回の質問は、泥谷市長、そして磯脇副市長、永野議員の3人による個人情報の不適切な取扱いについてということで、これまで、昨年9月会議、そして12月会議、そして今年の3月会議の3回に及んでこの事案について質問をしてきましたが、泥谷市長をはじめ磯脇副市長、窪内前総務課長は私の質問に対して正面から答えることなく、何度も質問を繰り返してきましたが一向にかみ合わず、残念な内容となってしまいました。

そのようなことから、仕方がないので少しずつ質問を続けてきたところですが、回を重ねるごとにいろいろなことが見えてきました。やはり、私が最初から言っているとおり、正当な理

由なく職員の個人情報に請求した永野議員も責任があると思うのですが、それよりも総務課にないしよで条例違反を犯してまで個人情報を流している磯脇副市長、それを認めた泥谷市長、そもそもこの二人に大きな原因があると考えます。このあたり、これまでの答弁をおさらいしながら確認していきたいと思います。

なお、執行部の答弁者におかれましては、一問一答方式で質問しています。聞かれていないことに答える必要はありません。聞かれたことにだけ簡潔で明瞭な答弁をいただきますよう念を押しておきたいと思います。

なお、今回質問に出てくる土佐清水市個人情報保護条例とは、事案発生時の法令を指します。今年4月に改正された個人情報保護法と混同されないようお願いをいたします。

それでは、質問に入ります。

まず、副市長の政治姿勢に関してということで通告をしております。

これまで一問一答方式で一般質問をしていますが、なぜか質問の内容に答えていただけません。例えば、事案発生時、副市長が、土佐清水市個人情報保護条例に定めた、しなければならない手続を取っていないことは当該条例に違反しているかどうかとの問いに対し、答えは、違反しているかしていないのかこのどちらかですが、そのことには回答することなく、既に聞いた答弁を何度も繰り返す、そういったことなど何個かあります。市民の代表である議員からの質問に正面から答えないこのような態度は、市政の信用を失墜させる行為であり、同じく市民の代表として職務に就いている政治家として不適切だと思いますが、正面から答えるべきではないでしょうか。副市長。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

議員が言われる、私が聞かれたことに答えてないと指摘されていることは、議員が先ほど引き合いに出されました、条例に反しているか、あるいは条例に反していないかという、二者択一の質問に沿って答弁をしていないことを挙げて言われるものだと思いますが、私としては本事案において、市個人情報保護条例や施行規則の規定に反した行為を行ったとは考えておりません。

以上です。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 反した行為は行っていない、本当にそう思っているんですね。3月会

議で、しなければならぬ手続をしていなかったですよ、条例第9条第4項、記録とか施行規則の第5条、取っていないですよ。これ条例に抵触しませんか。副市長。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 今、岡本議員が挙げられました、市個人情報保護条例施行規則5条の規定では目的外利用の手続が定められており、確かに条文では「条例第9条第2項の規定により、目的外利用をしようとするときは、当該個人情報を利用しようとする課等の長は、個人情報目的外利用申請書を所管課長に提出するとともに、その写しを総務課長に提出しなければならない。」と解されております。これは、一般職の公務員の手続について規定されたものと解しております。

それゆえ、私は昨年の12月会議の一般質問の答弁において、逐条地方公務員法の指揮命令関係の解説において、一般職が上司の命令に従って職務を遂行するとされていることに対し、特別職は法律や自己の学識経験等に従って自己の責任で職務を遂行するとされ、独自性及び独立性が担保されておりますと答えたとおり、私自身は施行規則第5条の規定には該当せず、拘束を受けるものでないと判断し、第5条の様式を使用した手続は行っていないと答えたものでございます。

議員は、条例や施行規則の規定を御自身の判断で解釈され、私の行った行為について、条例違反ではないかと問われているのだと思いますが、私としては条例等に反したことは行っていないと考えており、従来からその旨を上げてきたつもりでございますが、そのことが十分に伝わっていないと御指摘でありますので、今後は答弁に十分気をつけてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） ちょっとまとめると、副市長の特別職は一般職ではないから、この法令は特別職である副市長には該当しないということですか。もう一回、該当するかしないか。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 先ほど答弁したように、一般職は上司の命令に従って職務を遂行すると、特別職は法律や自己の学識経験等に従って自己の責任で職務を遂行するというふうに答弁させていただきましたので、そういう思いを答弁させていただきました。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

(8 番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) だから、それを聞いた上で確認しているんですよ。聞いたことは言わなくていいんで。

その思いなんですね、副市長の勝手な思い。日本は法治国家ですから、法律を無視して勝手な思いで皆さん好き勝手やったら困るんですよ。勝手な思いでやっているんですね。だからその上で聞きますけど、ちょっと待って、今皆さんタブレットの条例の配付資料、この条文のことです。今言われた、特別職は一般職の伺いを立てることなくとかできるんだと。今、副市長自ら言っているじゃないですか、法律や自己の学識経験に基づいて職務を遂行すると、今言いましたよね。法律や、ということは、法律や自己の学識経験って続いているところで法律がまずなんですよ。法律をまず守った上で自己の学識経験等に従って職務を遂行するという意味なんですよ。だから、法律って何ですかって聞いたときに、個人情報保護条例って言ったじゃないですか、市長も言いましたよ。だから、法律に従って職務を遂行するわけですから、個人情報保護条例に従ってやらなければいけないんです。

例を挙げると、副市長が、永野議員も悪いですよ、駄目ですよ、すっ飛ばしているから。例えば、副市長が誰かから要請を受けた、彼じゃなくても、誰かから要請を受けたときに、個人情報のね、欲しいと提供の要請を受けたときに、副市長は総務課に言わなきゃいけないんですよ、まず。個人情報を勝手に総務課にないしょで渡せる法律とかそういうの無いですからね、日本全国。法律に従ってないでしょう。だから法律違反だって言っているんです。どうですか。

○議長(細川博史君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) 何度もなりますけれど、これは逐条解説から引用した表現でございますけれど、自己の判断で職務を遂行するということが解されておりますので、私はそういう解釈に沿って行為を行ったものでございます。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君。

(8 番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) 同じことを言ってね、3月会議と同じ状況になっていますよ。副市長が言われた答弁に対して、その内容について確認して言っているんですよ。法律や学識経験に従って職務を遂行するんでしょう。どの法律に従うの、言ってください。副市長。

○議長(細川博史君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) 個人情報に規定する違反行為は行ってないというふうに判断して行ったものでございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君。

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) 議事進行、止めてよ。

質問に・・・

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 休憩取ります。

○8番(岡本 詠君) 休憩じゃない、議事進行やって。議事進行。

○議長(細川博史君) 暫時休憩します。

午前10時13分 休 憩

午前10時19分 再 開

○議長(細川博史君) それでは、休憩前に続いて再開いたします。

副市長よろしくお願ひします。

それでは岡本議員、お願ひいたします。

8番、岡本議員。

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) よろしくって言う意味は、今休憩中に言いましたけど、ちゃんと答えるということですからね。議員からの質問に対してちゃんと答弁しなさいということをよくよく言っているんですからね。分かってますか、副市長。どうぞ。

○議長(細川博史君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) 今議長からのよろしくは注意という意味のことだというふうには思っていますけれど、私は私なりの解釈で答弁はさせていただいているというふうに思っておりますので、岡本議員が言われていることに対して、誠意を持って答弁はしているつもりでございます。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君。

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) はいはい、じゃあまた正面から答えないということで、今の答弁、あなたの言うことが正しいのであれば、特別職は法令に縛られないんですよね。法令から除外されているんですよね。そういうことでしょうか。日本全国の法令に従わなくていいんでしょう、副市長。

○議長(細川博史君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) 一般職と特別職の違いを地方自治法の中で解釈でうたわれておりますので、そのことを答弁させていただいたものでございます。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君。

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) だから、その答弁を聞いた上で確認しているんです。どうぞ。

○議長(細川博史君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) 繰り返しになりますけれど、一般職は上司の指示に従ってやるということを逐条解説で言われていますよね。特別職については、先ほど答弁したように、自己の判断でやるということの答弁をさせていただきましたので、法律を守らないとか何とかいう意味の答弁ではございません。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君。

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) 法律を守らないということではないということなんですね。法律を守らないということじゃないんでしょう。でも、条例に定めたことをあなたは無視してやっっていることの根拠に対して、今言われたように、一般職と同じような制限を受けないということと言われたじゃないですか。これ条例もそうですけど、法令って特別職除外されてないんじゃないですか。個人情報保護条例は一般職に限定して出している条例なんですか。一般職だけに当てはまる条例なんですか。どうぞ。

○議長(細川博史君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) 条例が一般職だけとかいうようなことではなくて、その取扱いというか、特別職と一般職の違いを述べたものでございますので、この条例が一般職だけにつくったものというものは解しておりませんが、一般職と特別職の地方自治法の上での解釈を述べたものでございます。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君。

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) 解釈を述べたことに対して質問しているわけですから、それはやっぱり真摯に答えないかんで、ね。それを副市長の政治姿勢がおかしいって言っているわけ。今、今も、今現在も。

条例とか法令というのは、一般の職員だけではなくて、議員ももちろん守らなければいけな

いし、副市長、市長も守らなければいけないでしょう。それだけではなくて、一般の市民住民も当てはまるじゃないですか。それが規則でしょう。条例でしょう。法令でしょう。それを言っているわけよ、あなた守ってないって。そういうことを認めない態度が政治姿勢がおかしいって言っているんです。

法令は特別職も該当しますから。あなたのようなへ理屈言っても通用しないの。だから、もうちょっと、今市長の代理になっているわけでしょう。そういう立場の人間が、もうちょっと模範になるようなそういう答弁、そして態度をするべきです。そんな態度を清水の子供に見せんなよ。市長言うじゃないですか、子供は宝やって。子供たちにあなたのような態度見せるべきではないと思います。

じゃあ、次。

副市長答弁の矛盾。今言ったことですよ。あながた今言った、令和4年12月会議の質問において、職員の個人情報永野前議長に渡したことに對し、総務課が管理する個人情報を、総務課に知らせることなく副市長が勝手に交付してよいのか。その根拠法令はと聞いたときに、あなたがたさっき言った答弁ですよ、副市長の答弁では、地方自治法第167条を持ち出して、一般職の総務課職員に対して、確認や伺いを立てる行為は要しないものと解される。また、地方公務員法の第4条第2項を持ち出して、特別職は基本的に一般職が規定される地方公務員法の適用は受けずと、そして逐条地方公務員法の指揮命令関係の解説においても、特別職は法律や自己の学識経験等に従って、今言ったことですよ、自らの責任で職務を遂行するとされ、独自性及び独立性が担保されており、永野前議長に事務分掌表を交付した経緯について問題がないものと判断しているとのことでした。この一点張りなわけですね。

だから、今さっき、休憩中もずっと言っていたけど、特別職は法律や自己の学識経験等に従って自らの責任で職務を遂行するわけですから、まず法律に従わなければいけないのよ。でも、個人情報保護条例に従っていないじゃないですか。だから、あなたがやっていることと答弁は矛盾しているわけ。矛盾してるでしょう。矛盾してるかしていないか。どうぞ。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 何度にもなりますけれど、その行為を説明したわけで、私が永野議員に事務分掌表を渡した、特別職としての行為を説明したものでございますので、矛盾しているとか矛盾していないとかいうことではなしに、私は何度も言ってるように個人情報保護条例には違反していないというふうに認識しておりますので、それが矛盾しているとか矛盾していないとかいう答弁については、差し控えたいというか、そういうことです。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

(8 番 岡本 詠君発言席)

○ 8 番 (岡本 詠君) また、恥ずかしい答弁。あのね、取りあえずしなければならない手続を踏んでいないわけだから、していないわけ。9条第4項してないでしょう。手続してないでしょう。3月会議でしてないって言いましたよね。言いましたね。うなずいてますから。それが法律に従ってないということなのよ。だから矛盾してる。もうそういう答弁はやめなさい。

次に、市職員等の個人情報漏えいに関して。これ副市長に聞きます。

現在の状況はということで、今現在、市民に対して報告するべき事項とか、今のこの事案に関して何か状況の変化ありましたということで、何かあれば。

○議長 (細川博史君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長 (磯脇堂三君) 先の3月議会以降で状況が変わった分について、御説明させていただきます。

昨年8月の市議会議員選挙の際に、市職員へショートメッセージサービスが送信された事案について、公職選挙法違反の疑いで当事者が告発をされたことを受け、現在、私が、中村警察署清水警察庁舎長から要請を受けて聞き取りに応じ、捜査協力を行っているところでございます。

以上です。

○議長 (細川博史君) 8番、岡本 詠君。

(8 番 岡本 詠君発言席)

○ 8 番 (岡本 詠君) 永野議員の選挙事務所の事務員と支持者が公職選挙法違反で告発されたことで、副市長も捜査協力をしているということ。はい、ということですね。

次に、これ副市長にまず聞きたいですけど、この事案に関連して市民からの声ってどういうものがありますか。副市長。

○議長 (細川博史君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長 (磯脇堂三君) 昨年9月会議では、市長から、市民からは、永野議員に対する抗議の匿名のメールが1件、永野議員に対する抗議の電話が1件ございましたと答弁させていただきましたが、それ以降、市に対して本事案に係る意見や問合せなどは確認されておりません。

○議長 (細川博史君) 8番、岡本 詠君。

(8 番 岡本 詠君発言席)

○ 8 番 (岡本 詠君) 抗議の電話を受けたということですよ。そのときに、副市長自ら電話されてますよね、その方に。そのやり取りの中で、8月26日ね、市の広報で今回の事案と

市の対応を知らせるようという事で強く要望されたように聞いてますが、その対応をお願いします。どういうふうな、これ要望として受け止めて対応してるのか。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 電話あった方は、会計年度任用職員の保護者の方から電話があって、ショートメッセージを受けた方なんですけれど、そういう電話のやり取りはさせていただきました。

現在、議会等で、岡本議員はじめ、何人かの議員さんが質問されておりますので、その状況を踏まえて、一定整理ができた時点で報告等は考えさせていただくということをお話させていただいております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） そうですか。そういうふうなことを答弁しているということなんですね。この事案が解決、一定終わるといふか区切りがついた後にこのことに対しては対応されるということで話をしていることですね。今の答弁だと。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 今答弁したように、そういう方から電話あったときには、そういうふうに電話の中のやり取りの中で話はしていますということです。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 個人情報の漏れい事案ですからすぐにやらなきゃいけないですよ、普通に考えて。すぐに。すぐにみんなに知らせて、個人情報漏れましたって、やるのが普通でしょう。どこの会社もそうですよ、日本全国。ちょっといかんと思う。

次に、議会事務局長にお伺いします。

市民からの声何か届いてますか。

○議長（細川博史君） 議会事務局長。

（議会事務局長 早川 聡君自席）

○議会事務局長（早川 聡君） お答えいたします。

市民からの声、御意見などについてであります。議会事務局へ来局や電話などを含めて、御意見等はいただいております。

以上です。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 事務局としてはないということやね。ただ、ちょっと議会に対して意見があったように思うのは、11月30日全員協議会の場で、傍聴者の方が何名か来られていました。その中で、永野議員がうそついているからとか、本当のことは自分が知ってるからここで説明させてくれとかそういう意見が実際ありましたよね。だから、そういうのってやっぱり市民からの声、重要な声だと思うんですよね。だから、議会に対してそういった声もあったんじゃないですか、どう思いますか。事務局長。

○議長（細川博史君） 議会事務局長。

（議会事務局長 早川 聡君自席）

○議会事務局長（早川 聡君） 確かに全員協議会で永野前議長が説明をされたときに、傍聴者が何名かございまして、傍聴者は基本的には発言は控えていただくところの中で、傍聴者の発言があったのは御承知をしております。

内容については、私、今手元にテープ起こし等も持っておりませんし、議員外の質問でありますので、テープ等も起こしておるかどうか、今現在定かではございません。申し訳ありません。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 全員協議会の場で傍聴者からの意見ですからね、確かに議員外ではあるんですけど、やっぱり市民の声には変わりありませんので、そこはやっぱり受け止めて重要として考えなければならないと思います。

そのときに細川議長に対しても、議長として窓口になってこの事案について話を聞くと、じゃあ議長は、そうしますというようなことを言われましたので、やっぱり議会としてそういった声があるということを受け止めてそのように対応していただきたいと思います。

次に、総務課長にお伺いをいたします。

市の個人情報の取扱いについて。当該事務分掌表は、市職員等の個人情報が掲載されているので、条例に従って取り扱わなければならないということで間違いありませんね。どうぞ。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） お答えいたします。

事務分掌表に掲載された職員の氏名、住所及び連絡先は、個人情報保護条例上の規定に基づき運用しなければならない個人情報と認識しており、議員が確認された内容で間違いござい

せん。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 次に、職員に個人情報を渡すとき、今回の事務分掌表であっても何でもですけど、どのような注意をしていますか。課長。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） お答えいたします。

事務分掌表の配布の際には、従来から、係長以上及びセンター長に配布する住所・電話番号記載分の事務分掌表は、職員個人のプライバシー保護の観点から取扱いに御注意をお願いいたしますと注意喚起をしており、今年4月の交付時には、係長以上及びセンター長に配布する住所・電話番号記載分の事務分掌表は、個人情報として慎重に取り扱う必要があることから、交付対象者以外への配布は差し控えるようにお願いいたしますと注意喚起を行っております。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 本来そうですね。交付対象者以外の配布は行ってはいけないということですね。副市長、そういうことです。

次に、当該事案における、市長、副市長の行為は守秘義務違反に該当しませんかということ。課長。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） お答えいたします。

守秘義務違反とのことではありますが、地方公務員法の一般職については地方公務員法第34条の規定により、秘密を守る義務として、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とされ、同法第60条には罰則規定も適用されますが、市長、副市長の特別職に関しては一般職と同様の法令等の規定が存在しないため、秘密とされる内容、情報の取扱いについて定めたおのおのの法令等で判断するものと考えております。

そのため今回の事案においては、市個人情報保護条例において、条例に抵触するか否かということと考えておりますが、これについては抵触するものではないと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 守秘義務違反、一般職に該当して、特別職は除外されてると。当該事案に対しての該当する条例、個人情報保護条例にのっって判断していった場合、今回の事案は、副市長の行為が条例違反には当たらないと判断しているということですね。

理由はさっき副市長が言ったことの一点張りだと思うんですけど、取りあえず、次行きますよ。

これ同じ答弁かな。当該事案について、市長、副市長は条例上規定されたしなければならない手続を取ることなく個人情報を流しています。つまり、条例違反を犯しているということになると思いますが、前段の答弁で、違反してないということだから、していないという答弁になると思いますが、そういうことでいいんですか。取りあえず。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） お答えいたします。

昨年の9月会議で本事案が取り沙汰されて以来、様々な法令や条例等の規定を市として確認してまいりましたが、今年3月会議における一般質問において、当時の総務課長が事務分掌表について答弁の内容、これを引用させていただきますが、「そもそも、事務分掌表は、個人情報保護条例が制定された平成15年より以前、数十年来、市において作成し、運用されてきたものであり、通常業務や災害発生時等において、有効に活用されてきた経過があります。特に災害時において、市が果たすべき役割の大きさや責任の重大性を鑑みた場合、職員を即時参集させ、有効に現場対応や情報伝達に用いられることを考えた場合、事務分掌表に掲載された個人情報には欠かすべからざる情報と考えております。」と述べたように、事務分掌表は元来、通常業務と災害等の緊急時の際の連絡網として活用することなどを目的に、職員おののから個人情報を収集し作成してきました経過は、従来御説明させていただいたとおりであります。

確かに職員から個人情報を収集する際に、明文化して使用目的を示してはならず、事務分掌表作成に関し、職員から個人情報を収集する目的を個別の規定に明確に定めてはおりませんでした。

しかし事務分掌表は、数十年来先に掲げた使用用途で用いており、職員間ではそのことは十分浸透し、認識されていたものと考えており、黙示の同意はあったものと考えております。そのため、当時の議長が副市長に申し出た事務分掌表の使用用途、危機管理上緊急を要する状況等のやむを得ない場合に限りは、そもそも個人情報を使用する目的の範囲内であったのではな

いかと考えており、市個人情報保護条例第9条の目的外利用の制限には抵触しないものと考えております。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 第9条の例外規定第2項に反しないという答弁ですね。じゃあ今から確認しますよ。皆さん先ほどの資料、これです。土佐清水市個人情報保護条例第9条第2項第3号の、趣旨と解釈っていう資料を見てください。土佐清水市個人情報保護条例第9条第2項第3号の解釈について確認しますが、高知県をはじめとするほかの自治体の当該条例の解釈を参考にすると、まず条文からいこうか、今総務課長が言ったのは第9条第2項第3号の例外規定でしょ。課長。この例外規定に違反してないと言ってるんですよね。ごめんごめん、1項や、1項の目的以外の利用をしてはならないに当てはまらない、抵触しないと。1項。これ第9条第1項、実施機関は、個人情報について、個人情報を取り扱う業務の目的の範囲を超える利用（実施機関以外の者に行う提供を除く。以下「目的外利用」という。）をしてはならないと、これが条文です。これに抵触しないということでしたね。

でも、ごめんなさい、さっきの質問になるわ。そもそもよ、危機管理課長が3月会議で言ったと思うけど、議員が災害発生時に業務としてやることはないわけよ。だから、やることない人に個人情報を渡してもいいっていうことにはならんし、目的の範疇に入っていない。そういうことです。どう思いますか、課長。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） 私が目的内利用とお答えしたのは、危機管理上、緊急を要する状況等のやむを得ない場合に限り利用するという利用目的は、本来、事務分掌表を作成し、職員から個人情報を収集する際の目的と合致することから、目的内、目的の範囲内とお答えしたものであります。

確かに議員言われるように災害時に対応する市の対策本部等の構成員では議員はございませんので、議員が業務として災害対応ということは規定はされておられません。例えば、市が行う災害の対応ということであれば、実施機関、市長と定義した場合、市役所が行う災害対応ということになるとは思いますけれども、市という組織が行う災害対応の業務に他の実施機関が参画することまでを否定するものではないと考えております。ですので、もともと議会が災害対応が業務の中にはないというお話ですけれども、災害発生した場合に、他の実施機関、議会も含めてほかの実施機関であります、そちらが災害対応で参画するというところまでは否定される

ものではないと考えて先ほどの答弁をさせていただきました。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 今言われた答弁の根拠法令をお願いします。否定するものではないという根拠法令。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） 9条の規定であります、こちらは個人情報を取り扱う業務の目的の範囲を超える利用はしてはならないと規定しているものでありまして、そもそも業務の目的、事務分掌表を作成したときのもともとの目的が災害対応も含めてのことです。こちらに目的の範囲は超えてないという、こちらの条例の規定に基づいて私は先ほど答弁させていただきました。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） だからそこじゃなくて、議員が災害対応に参画するというあなたが今答弁した根拠法令をお願いします。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） 個人情報保護条例においては、実施機関というのが幾つか定められていたと思います、議会も含めてであります。そちらの機関も含めての話でございます。だから議会だけを特別視して議会がということではありませんが、他の実施機関も市の災害対応に参画するということはあるのではないかと考えて先ほど答弁をさせていただきました。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） いろいろ混同してるのか、苦し紛れに一晩中考えて、言葉、単語だけ取り上げてそこに当てはめて言ってるんじゃないかと思うんですけど。災害対応と個人情報の取扱いを一緒にしてはいけませんよ。個人情報というのは、最も守らなければいけない重要な情報ですから、それを後からあなたたちが考えた勝手な理由で渡したりとかできないんですよ。ちゃんと条例に定めて、目的外の、業務の目的の範囲を超える利用はしてはならないわけですから。その業務の中に入ってないでしょう。一般職が災害時に事務分掌表に載ってる個人情報を利用するっていうのは、それは百歩譲っていいですよ。議員がそこに入ってないし、今まで

入ったこともないわけですから。ほかの自治体も入れてないわけですから。そんな詭弁使って市民だますようなことを言うたらいかんですよ、本当に。いかん。

次に、条文の確認しますから。

土佐清水市個人情報保護条例第9条第2項第3号の解釈について確認しますが、高知県をはじめ、他の自治体の当該条例の解釈を参考にすると、「市民の生命、健康、身体又は財産に対する危険を避けるため」とは、火災、地震等の災害、事故、犯罪等から個人の生命、身体または財産に対する危険を避けるためということですが、本市の条例もこの解釈で間違いございませんか。間違いはないかどうか、お願いします。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） お答えいたします。

市民の生命、健康、身体または財産に対する危険とは、地震、洪水、暴風、高潮、豪雨などの自然災害のほか、犯罪、紛争、事故等の人為的危険も含まれるもの考えられますので、議員が先ほど述べられた解釈で間違いございません。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 間違いないということで、次行きます。

緊急かつやむを得ないと認められるときとは、本人から個人情報を収集する時間的余裕がなく、かつ、ほかに適当な収集方法がない場合ということで間違いはないかと聞くんですけど、ごめんなさい、これも先に条文言うてなかった。これは、第9条の第2項第3号、「市民の生命、健康、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。」、これ例外規定ね、は、目的外として個人情報を利用していいよということについての条文の確認です。どうぞ。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） お答えいたします。

「市民の生命、健康、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。」とは、市民の生命、健康、身体または財産に対する危険を避けるために、利用することが必要な個人情報で、その理由に緊急性があり、しかも本人から個人情報を収集することができない等ほかに適当な代替手段がないということが客観的に認められる場合と考えられますので、議員が先ほど述べられた解釈で間違いございません。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

(8 番 岡本 詠君発言席)

○ 8 番 (岡本 詠君) 質問言うちよったかね。

そういうことです。間違いないということで。緊急かつやむを得ないと認められるときは、本人から個人情報を収集する時間的余裕がなく、かつ、ほかに適当な収集方法がない場合ということで間違いないということ。

だから先ほど前段で総務課長が答弁した、百歩譲ってよ、事務分掌表の目的の中に、災害時議員もそこに参画することはあり得ると言わしたとして、参画することは認められたとしても、個人情報を渡したらいかんわけよ。副市長答弁したでしょう。この第 9 条第 2 項第 3 号の規定にも抵触していないため渡したと言いましたよね、前回の議会、1 2 月やったっけ。だから、まず議員に対してこの条例は当てはまらない。百歩譲って当てはめてあげたとしても、今回の事案は当てはまりません。そうでしょ、課長。今、永野議員の理由があつて、災害時等の緊急時に使うから事務分掌表を交付してほしいという理由は、今の第 9 条第 2 項第 3 号、この条文には当てはまらないと思いますけどね。総務課長、当てはまるか当てはまらないかお願いします。

○ 議長 (細川博史君) 総務課長。

(総務課長 東 直能君自席)

○ 総務課長 (東 直能君) お答えいたします。

先ほど答弁させていただいたとおり、当時の議長が副市長に申し出た事務分掌表の使用用途、危機管理上緊急を要する状況等のやむを得ない場合に限りは、そもそも個人情報を使用する目的の範囲内であったと言えるのではないかと考えており、市個人情報保護条例第 9 条の目的外利用の制限には抵触しないものと考えております。

そのため、市個人情報保護条例第 9 条第 2 項第 3 号の目的外利用の条項に当てはまるか、否かと問われた場合は、そもそもが目的外利用でないため、規定の適用は受けないものと考えております。

また、仮に前議長が事務分掌表を利用する際の状況が、市個人情報保護条例第 9 条第 2 項第 3 号の「市民の生命、健康、身体又は財産に対する危険を避けるため緊急かつやむを得ないと認められるとき。」と考えられるのであれば、不適正とまでは判断できないのではないかと考えております。

以上であります。

○ 議長 (細川博史君) 8 番、岡本 詠君。

(8 番 岡本 詠君発言席)

○ 8 番 (岡本 詠君) ほんまへ理屈やめたほうがええで。あのね、ほんまにこれ分からんか

ったらよ、市の公務員としてアウトよ。もう今、突っ込みどころ満載やけど、まず副市長に言う。

副市長答弁したでしょう。総務課長は、そもそも第9条第2項の例外規定に当てはまらんと言ったよね、今。答弁したよね。言ったよね。でも、前回いつやったっけ、12月やったっけ、の答弁のときに自分言いましたよね、第9条第2項第3号の例外規定、目的外利用には抵触しないと考えるって。市としての考え違いますけど。何で違うんですか。副市長に聞こう。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 以前の議会で私答弁した第3号について、私の解釈として抵触していないというふうに答弁はしました。それは、間違いございません。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 市の代表として、市の意思として答弁しているわけだから、今、市の中で言い分が変わってるの。これどう説明するかって言ってるの。説明してって言ってるの。私じゃなくて。どっちが間違ってるの。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 今、総務課長が答弁して、当時の解釈は抵触していないというふうに認識しているという私の解釈が、これはまだ議論を深めておりませんので、今後この解釈について議論をする余地はあるんじゃないかというふうには思います。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） もう時間もないんで、副市長と総務課長の見解違いますね。違うかどうかだけ確認しておきます。違う。違うでしょう。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 先ほど答弁したように、以前の議会の答弁で、私の解釈としては抵触していないものと認識してるという答弁はさせていただきましたので、今、総務課長の解釈はずれがございまして、先ほど言ったように、今後このことについての議論は深めていかなんといけないというふうに思っています。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 適当に理由つけてやってるからそういうことになるのよ。もうちょっと市民に対して伝わるように、真面目に正直に答弁してますよって伝わるように考えてやらないからこうなるのよ。市として、執行権者と所管課長の見解が違う、今までそんな答弁聞いたことないけどね。ちゃんと検討して、議会に報告してください。いいですか。

なんか時間もなくなってきたけど、永野議員からの要請に対して、第9条第2項第3号を当てはめるのは不適正だと、ですよねっていう質問をしますけど、今の総務課長の答弁だと、そもそも第2項ではなくて、第1項の制限に引っかからないというところですから、この質問は多分そういう答弁だと思います。第2項じゃないですよっていうね。

でも、制限、何度も言いますが、業務以外に使っては駄目って、業務の目的の範囲を超える利用はしてはならないですから。努力義務じゃないですよ。もう規定ですよ。だから、業務に入っていない議員に渡すことが第1項で抵触してるんですよ。ここをちゃんと検証してください。総務課長、検証してください。この返事、検証するかどうか。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） 検証をとということでありましたので、また、きちんと検証してまいります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 検証していただけるということで。まず最初にせないかんわね。ちゃんと結果を議会に報告してください。議会と市民に対してもね。

いろいろ聞いてるんですけど、ちょっと時間がもう完全に間に合わないので、もう簡潔に答弁して。市の総務課は、この事案について関与してないですよ。しているかしてないかだけで。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） お答えいたします。

昨年、当時の議長である永野議員に、副市長から事務分掌表を交付し、その交付された事務分掌表が結果的に不正利用された事案に関しては、総務課は関与しておりません。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 関与してないね。だから、泥谷市長、磯脇副市長、そして永野議員の3人が、総務課に知らせることなく秘密裏に隠れてこそこそ個人的にやっていると。つまり市の

業務ではなく個人的にやってるということ。だからさらに言えば、市の業務ではない議長に個人情報に渡したことは、もちろん市の業務の範疇ではありません。市の業務で発生した事案でないにもかかわらず、総務課が知らないところで勝手に特別職の3人がやった事案にもかかわらず、市からの謝罪文として、公金、つまり市民の税金を使い謝罪することはおかしいと思うんですよ。当該事案の原因を作った者にその費用を負担させるべきではないですか。市民の税金を使うんですかということ。簡潔に。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） お答えいたします。

市からの謝罪については、市が作成した事務分掌表で、結果的にそれが不正利用されたことで、関係する方々や市民の皆様にも多大なる御迷惑と御心配をおかけしたことに対し謝罪したものでありますので、市としての対応として考えております。

そのため、個人に費用負担等を求めることまでは考えておりません。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 市の執行権者の2人が勝手にやったことであっても、市の業務としてやったことになる。でも、こそこそ隠れて総務課にないしょでやったことまで市民の税金で市民が負担をしなければならないということですね。

時間がないので、次に行きます。

ちょっと今、もう飛ばすわ。副市長に最後に、もういろいろ言ってきたけど、違反してるかどうか認めないし、違反してますよねとかいろいろ聞いてるけど、事務分掌表の目的からも外れていますよねって、外れてるよね、聞いてるけどまず答えない。副市長と市長、永野議員の3人が市総務課に知らせることなく恣意的に利用してますよねっていうのも聞いてるけど、これも多分答えない。通常なら、副市長から総務課に連絡して、総務課から渡すかどうかの手続を取るはずだが、自分に交付された事務分掌表を渡す理由がないですよと、これも聞いてるけど絶対答えない。あと何点か聞いてるの。

でも時間がないから、最後、磯脇副市長は、条例上の手続を踏むことなく、個人情報の提供の要請をしてきた永野議員に対し、そのまま副市長自らが管理しなければならない当該個人情報を渡しています。また、磯脇副市長が総務課に知らせることなく永野議員に個人情報を渡したことの根拠法令として、地方自治法の第4条第2項や逐条地方公務員法の指揮命令関係の解説、そして市個人情報保護条例第9条第2項第3号の規定を根拠としていますが、その全てに

において当てはまらないことは、法令に照らし合わせてこれまでのやり取りを見れば分かると思います。どのように見ても無理なんです。

本来なら、永野議員が個人情報の提供を要請するなら、この条例に定められた方法によって、規則ね、施行規則によって行わなければなりません。つまり、永野議員がまず議会事務局長に提供の要請をし、それを受けた議会事務局長が総務課長に個人情報目的外利用申請書を提出し、総務課長が目的外利用の可否を決定したときは、個人情報目的外利用可否決定通知書により議会事務局長に通知するとともに、その写しを総務課長で保管しておく、このような手順を踏んで目的外利用が可能と認められた場合にのみ当該個人情報を利用できるのです。

ちなみにほかの自治体では、今回の永野議員の要請した理由では、まず個人情報の提供を認められることはないと思います。

このように、永野議員がこの条例に定められた手続を取っておらず、要請する理由も条例上適正と言える状況でもないにもかかわらず、磯脇副市長は当該個人情報を永野議員に恣意的に提供していると言えます。

次に、泥谷市長、完全に条例違反の不正案件を許可していますよね。総務課の知らないところで永野議員、磯脇副市長、泥谷市長の3人が秘密裏にやっていた事案であり、作為的にやっていると言われても仕方がないと思います。その3人でこそそそやった結果起こった事案にもかかわらず市民の税金を使って謝罪文を出していますよね。なぜ自分たち3人が恣意的にやった問題の謝罪に市民の税金を使うのでしょうか。

約400名の市職員等の個人情報が第三者に渡っているにもかかわらず、メールを受けた152名以外の残り約250名の職員には謝罪や説明すらしていないですよね。個人情報漏えい事案としてまだ認識できていないと言わざるを得ません。ここまで言っても、あなたたちには責任はないと言えますか。もう一度言いますが、当該事案は、泥谷市長、磯脇副市長には明らかな法令違反があり政治倫理上の責任は非常に重いと考えますが、そこの責任は取らんといかんと思いますよ。責任取らんの、副市長。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） まず、先ほど来から政治責任、副市長が政治家であるかどうかということについて、簡単に私の見解をまず述べさせていただきます。

岡本議員は、副市長は政治家というふうに認識されておるので、政治責任をという問いだというふうに思いますので、まず、副市長が政治家であるかどうかという、これは私の見解ですので、それは御承知していただきたいというふうに思います。地方自治法の167条では、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政

策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理するという規定がございます。

あわせて解釈の方で、これは地方公務員法の解釈なんですけど、いろいろ一般職と特別職との解釈があるんですけど、その政治的な部分について解釈を申し上げますと、一般職は、政治的な中立性が要求されると、他方、特別職、これは市長、副市長、教育長も含まれると解釈しますが、政治的な中立性は要求されないというふうに解釈ではなっております。

そういうことを勘案しますと、副市長の政治家なのかどうなのかというふうに考えるにあたって、これは私の私見ですけど、特別職は、政治的な中立性は要求されないとされているものの、副市長の職務は、先ほど言ったように市長を補佐することや市長の命を受けて政策や企画をつかさどること、職員の担任する事務を監督すること、市長の職務の代理、市長からの委任を受けて行う事務があり、有権者の利益や意向を議会に反映させ、実現することが政治家として一般的な職務であるとすれば、副市長というのは、俗に言う公職選挙法で選ばれた政治家に当たらないのではないかという、これは私の見解です。

それをもとに回答させていただきます。私は法令違反は行っていないと認識しており、政治倫理に関しては、政治倫理に反するのではないかということに関しては、私は公職選挙法により付託を受けた政治家ではなく、市長から指名を受け、議会で承認をいただいた身分でございますので、政治倫理という概念にはあまりなじまないものとしておりますが、倫理観はしっかり保持しなければならないと考えており、公務員倫理にもとるようなことがあってはならないと認識しております。

今回の事務分掌表が結果的に不正利用をされたことは大変遺憾であり、このことは大変重く受け止めております。このことを教訓に、今後の市政運営をしっかりと行っていく上で、責任を果たしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（岡本 詠君） またしゃべりよったら怒られるから。

次、続きまた9月やりますんで。

○議長（細川博史君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

午前11時11分 休 憩

午前11時20分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 皆さん、こんにちは。自由民主党の武政健三でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、私の一般質問に入らせていただきます。

今回は三つの質問をさせていただきます。

まず1問目が、毎朝8時、NHKの連続テレビ小説らんまん、昨日は歌手の三山ひろしさんが流暢な土佐弁の呉服屋さんを演じておりました。そのNHKの朝ドラ効果に乗じての本市の観光対策について。そして2問目が、6月2日の台風2号での防災対策について。そして3問目が、本市の移住支援についての、三つの質問をさせていただきます。

それでは最初に、昨年秋、高知県は朝ドラ効果で県外客460万人を目指すとの発表がありました。本市もそれに乗じて72万人を呼び込んで、経済効果61億円を目指すとの答弁をいただきました。

コロナウイルス感染症が5類に移行はされましたが、まだまだコロナ前までの景気に戻らない中、本市の観光業を盛り上げるためには、この朝ドラ効果をしっかり利用させていただかないといけないと思います。そのためにも、スピードを持った施策が必要と考えます。

前回3月の一般質問でもお伝えいたしました、ちょうど10年前の朝ドラあまちゃん、あまちゃんの久慈市が、一過性のブームに終わらせないための戦略を立てて成功した例がございますが、本市もしっかり計画をしていただけますよう、今回も観光についての質問をさせていただきます。

まず、農林水産課長に伺います。4月29日、華やかにリニューアルオープンしました道の駅めじかの里、5月度の入り込み客数及び売上げ、昨年との対比を教えてください。お願いします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

施設を改修する前、昨年、令和4年5月と、施設改修後の今年5月の入り込み客数と売上額の対比ですが、いずれもレジ通過の人数、売上額でお答えさせていただきます。

まず、入り込み客数ですが、昨年5月の入り込み客数は8,300人、これは過去5年間の最多でした。一方、今年5月の入り込み客数は1万8,162人となっており、昨年と対比しますと9,862人の増、約2.2倍になっています。

次に、売上額の対比ですが、施設を改修する前の昨年、令和4年5月の売上額は574万1,000円、これも過去5年間の最多でした。一方、今年5月の売上額は1,738万3,

000円となっており、昨年と対比しますと1,164万2,000円の増、約3倍になっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） ありがとうございます。昨年対比で入り込み客数が220%、素晴らしいですね。金額で3倍以上の売上げになっているということですね。ありがとうございます。

店舗のほうも本当に非常に広く明るくなりまして、また、食事のスペースもぐっと広がったことによって、お昼を食べれる場所が少ない、そういう声がたくさんありましたですけども、それも少し解消されたのではないかと思いますね。これからもいろいろなイベントをしっかりと企画しながら、この調子で売上げのアップに努めていただきますようよろしくお願いします。

これで竜串方面のほうはほとんど完成形に近づいたんじゃないかな、そういうふうに思いますね。

次に、観光商工課長にお伺いします。

今度は、本市全体の数字をお聞きしたいと思います。らんまん効果で高知市内や佐川町は本当ににぎわっております。そのにぎわっているお客様が清水に来てるかどうかというのが一番重要なところなんですけども、朝ドラ効果の中、本市への入り込み客数の進捗を教えてください。こちらのほうは、今期の4月、5月の累計でお願いします。よろしくお願いします。

○議長（細川博史君） 観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） お答えをいたします。

本市全体の観光入り込み客数を推計する各データが年度途中のためそろっておりませんので、進捗状況につきましては、足摺海洋館SATOUMIやジョン万次郎資料館など、主要な観光6施設の4月、5月の状況で申しますと、利用客数は、6施設合わせまして約5万7,000人、前年比で申しますと95%ということで、やや減少している状況でございます。

4月、5月の書き入れどきはゴールデンウィークとなりまして、道の駅のリニューアルオープンによる話題性はありましたが、利用者数の約4割を占めるSATOUMIが、様々な企画には取り組んではおりますが、減少傾向で推移をしており、このことがやや伸び悩みの原因かというふうに思っております。

ただ、ジョン万次郎資料館の5月につきましては、前年比130%、利用者数で申しますと約500人が増加をしており、また、高知県が発表しましたゴールデンウィーク期間中における県内主要観光施設では、高知県の中央部を除きまして、唯一、ジョン万次郎資料館が増加を

しております。これは連休前、4月27日に朝ドラらんまんにジョン万次郎が登場しまして、また加えまして、そのドラマシーンに関連するエピソードを数回にわたってSNSで発信したことが効果として反映されたものというふうに捉えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） そうなんですね。ジョン万役で宇崎竜童さんが出ておりましたですね。その効果でジョン万資料館のほうが少し上がった。高知周辺への観光客は増えているが、西と東への移動が少ないとの内容が朝刊にも載っておりました。高知周辺までは来てくださっておりますので、足を延ばして来ていただける工夫、ここはもっと何とか考えんといかん、そういうふうに思いますね。せっかく高知まで来ていただいておりますので、後2時間半足を伸ばして来てみたいって思っただけの工夫、これをもっと頑張らんといかんと思いますね。

しかしながら、昨年度の段階でコロナ前と同程度にお客様が回復しているということは非常に本市としてもありがたいことでございますね。

次に、観光商工課長に伺います。

足摺岬の天狗の鼻、こちらのほうの改修の進捗を教えてください。

○議長（細川博史君） 観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） お答えいたします。

天狗の鼻展望所の整備につきましては、本年9月中の完成・供用開始を目標に進めておまして、4月14日に実施設計業務に着手し、地元関係者を中心にした意見交換会での御意見等を参考にしながら、6月7日に実施設計書を完成させました。

現在は、国立公園区域内での整備となるため、環境省に対する承認手続のための協議と、財源となります高知県自然環境整備交付金の交付申請作業を進めており、承認及び交付決定を経まして、7月下旬に入札に向かい、現在作業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 予定どおり9月中の完成ということですね。そして7月下旬に入札ということですね。

完成予想図のこれ私見せていただきましたですけども、これまでにある展望台とはまた違う目線でゆったりとできるスペースから雄大な太平洋を眺めることができる、これもまた本当に

本市にとっては楽しい場所ができるということになりますよね。本当に楽しみです。

次に、観光商工課長にまたお伺いします。

国土交通省から出た、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業と言うのが出ておりますけども、これはどういう内容か教えてください。

○議長（細川博史君） 観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） お答えします。

地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業とは、観光地域の稼ぐ力を回復・強化することを目的としまして、宿泊施設及び観光施設の改修や、廃屋撤去、面的DX化などの取組を支援する、国土交通省・観光庁の事業となります。

令和5年度事業につきましては、本年3月13日から1か月の間、公募期間が設定をされ、そこでエントリーをしまして、その後、4月17日から計画申請の受付が始まり、4月28日に申請したところでございます。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 観光庁の事業なんですね。観光地・観光産業の再生、高付加価値化事業、何かこれすごくわくわくするようなネーミングですけども、続けてお伺いします。

この具体的な内容を一つ一つ教えていただけますか。お願いします。

○議長（細川博史君） 観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） お答えします。

補助対象事業には六つのメニューがございます。収益力を向上させるための宿泊施設の改修、補助上限が1億円。観光地の面的再生に資する観光施設の改修、補助上限2,000万円。観光地の景観改善に資する廃屋撤去、補助上限1億円。面的DX化、補助上限5,000万円。施設改修等の効果を最大化する実証実験、補助上限1,000万円。公的施設への観光目的の改修、補助上限2,000万円。

いずれも補助率は原則2分の1でございますが、宿泊施設の改修のみ一定の条件を満たす場合、補助率が3分の2となります。

今回は、宿泊施設の改修に10事業、観光施設の改修に3事業、実証実験に1事業、合わせて14事業について計画申請を行いました。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 本当に私たちの観光を考えている者にとっては物すごくありがたいことですよ。ホテル、旅館、民宿など宿泊施設の多くが残念ながら老朽している建物が多い現状の中、しかもコロナで売上げがダウンしている折に、2分の1、もしくは3分の2が補助が出て改修ができる、本当に本市の観光業起死回生のチャンスではないか、そういうふうには私は思いますね。本市にとっては本当にうれしい、本当にありがたい内容だと思います。

今回は14件の事業が申請された、そういうことですね。

それでは、その施策はいつ発表があり、どのように周知をしたのか教えてください。

○議長（細川博史君） 観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） お答えします。

本年2月14日に、観光庁が本事業に係る公式Webサイトを開設する形で発表がございました。3月1日には公募要領が公開をされまして、公募手続等の内容を確認をしたところでございます。

計画全体のコンセプトとして、足摺岬地域を宿泊エリア、竜串地域を自然体験エリアとして位置づける必要がございましたので、事業者への周知につきましては、足摺岬地域の宿泊施設、竜串地域の観光施設を中心に戸別訪問を行いまして、説明とヒアリングを行ったところでございます。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） ここですよ、ここが今日は一番言いたいところ。本当に素晴らしいですよ。宿泊施設と観光施設に一軒一軒戸別訪問を行い、説明とヒアリングに回ったということなんですよ。観光商工課長、本当にこれ素晴らしいことやと思います。

過去に、コロナウイルス感染症大変なときに、国や県からあらゆる支援が出るたびに、周知が行き届かず、周知方法をもっと考えてほしいとお願いも何回かしました。しかしながら、なかなかその願いはかなうことが難しかったんですけど、今回は本当に素晴らしいと思います。

重要なことに関しては、やはりこのように能動的なアクションをしての周知、絶対必要だと思います。広報やホームページに載せたから皆さん知っているはずということではなく、やはりぜひぜひこれからも能動的なアクションを積極的にして、いろいろ業者さん、市民の方々にお伝えをしていただけるように、これからもよろしくお願いします。

続いてお願いします。

では、その結果はどうだったのでしょうか。教えてください。

○議長（細川博史君） 観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） お答えします。

5月30日に審査結果が公表されまして、計画申請をしました14事業について全て採択をされました。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 14事業全てが採択されたんですね。素晴らしいです。コロナによって多大な損益がかさむ厳しい折、そして朝ドラ効果でのチャンスの中、起死回生の手段として補助をいただきながら、古くなったハードを新たにオシャレに改修する、本当にこれがより素晴らしい観光地に生まれ変わる一つの大きなチャンスだと私は思っております。14の事業が全て素晴らしいものにレベルアップして、そしてハードだけではなく、一番大事なソフト面でもしっかりおもてなしの心を磨いて、本市の観光がより魅力的なものになることを期待しております。観光商工課長、頑張ってください。期待しております。

次に、観光商工課長にお伺いします。

先ほど説明いただいた中の3番目の項目ですけれども、特に足摺岬っていったら先のほうに古い建物とかがそのままになっている。これいろんなやっばり声が上がっております。観光地の景観改善等に資する廃屋の撤去支援、補助上限が1億円という項目がありますが、使用予定はございませんでしょうか。お願いします。

○議長（細川博史君） 観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） お答えします。

廃屋の撤去につきましては、観光地の景観改善等に資することは必須でございますが、撤去後の用地においても、観光目的に資する整備や利用というものも条件となっております、現在は、そのような計画もございませんので、使用予定はございません。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） そうなんですね。残念ながら、撤去したい建物があっても、撤去する

だけではなく、撤去後に観光目的に資する整備や利用が条件というのがあるんですよね。残念ですけども、分かりました。

もう一つ、廃業した個人の旅館や民宿の撤去、こちらのほうも可能なのか教えてください。

○議長（細川博史君） 観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） お答えします。

本事業の対象は廃屋でございます、廃業の後、廃屋となり、条件を満たせば個人の旅館や民宿も撤去可能ではございますけれども、今回は予定はございません。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） そうなんです。この資料を頂いているところを回っているいろいろな聞かれたことがありましたので、あえて質問させていただきましたですけども、こちらのほうもやっぱり全く一緒なんです。撤去するだけではなく、撤去後に観光目的に資する整備や利用が条件ということなんです。残念ですけど、分かりました。

それでは、10年前の先ほど言いましたあまちゃん、あまちゃんの久慈市が一過性のブームに終わらさないための戦略を立てて成功した例のように、本市も9月には足摺岬に天狗の鼻が完成します。並行して、観光庁から出ました観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業にて採択された14の事業、稼ぐ力を回復、強化をしながら、さらに令和7年度には、足摺岬の展望施設が新たに完成します。中長期的なしっかりとした計画を策定していただき、本市の観光がもっとレベルアップすることを期待しております。どうか課長、よろしくお願いします。

それでは次の質問、6月2日、台風2号での防災対策について質問させていただきます。

この質問は、6月13日の総務文教常任委員会で執行部より説明がありました。重複する部分があることとは思いますが、命に関わる非常に大事な内容ですので、あえて質問させていただくこととしますのでよろしくお願いします。

危機管理課長に伺います。

まず最初に、6月2日台風2号の防災対策の流れを、時系列での説明をお願いします。

○議長（細川博史君） 危機管理課長。

（危機管理課長 吉永 敏之君自席）

○危機管理課長（吉永敏之君） お答えいたします。

令和5年6月2日、早朝から大雨が降り続き、7時23分、洪水警報が発表され、市町村配備体制をとり危機管理課4名が参集しました。7時50分、大雨警報が発表され、8時30分

に災害対策本部部長会を実施し、災害対策本部を設置し、8時30分から10時30分の間に各避難所を開設しました。8時50分、土砂災害警戒情報が発表され、9時10分、下ノ加江地区に避難指示、9時20分、三崎地区・下川口地区に避難指示、10時35分、加久見地区に避難指示を出しました。その後、降雨も小康状態となり、17時、災害対策本部部長会を実施、災害対策本部を警戒体制に移行しました。17時53分、洪水警報・大雨警報が解除され、18時40分、土砂災害警戒情報が解除され、18時50分に災害対策本部を解散し、市町村配備体制に移行し危機管理課4名で対応、23時20分、大雨警報解除を受けて、市町村の配備体制を解散しました。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） この日は、温暖化のやっぱり影響がもうあるんじゃないかなと思うんですけども、この日は本市上空に線状降水帯が発生しましてすさまじい大雨が続き、各地の川が氾濫しそうとの情報や、またその動画が送られてきたりとかで本市にとって本当にもう大変な一日でありました。

続けて伺います。

各地区の被害状況を教えてください。

○議長（細川博史君） 危機管理課長。

（危機管理課長 吉永 敏之君自席）

○危機管理課長（吉永敏之君） お答えいたします。

下ノ加江地区より布で床下浸水1件、下浦で床下浸水1件、船場で床下浸水2件、市野々で床下浸水1件でした。

半島地区は大岐で床下浸水1件、床上浸水1件、浦尻で床下浸水1件、加久見で床下浸水3件でした。

三崎地区で竜串で床上浸水1件、爪白で床下浸水2件。

下川口地区が貝ノ川で床下浸水1件、松山で床下浸水1件でした。

その他道路や河川、田畑、側溝への土砂の流出など大小多数の被害が発生していますが、まちづくり対策課や農林水産課で対応しているところです。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） たくさんの市民の方々が本当に被害に遭われました。被害に遭われました市民の皆様におかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

この日、先ほどおっしゃったように午前9時10分から10時35分の間に、下ノ加江地区、三崎地区、下川口地区、加久見地区、合計2,283世帯、3,988人に避難指示警戒レベル4が出たということですが、危機管理課長に伺います。この避難指示、警戒レベル4とはどのような内容か教えてください。

○議長（細川博史君） 危機管理課長。

（危機管理課長 吉永 敏之君自席）

○危機管理課長（吉永敏之君） お答えいたします。

避難指示警戒レベル4は、5段階の上から2番目に当たり、危険な場所からの避難が必要とされる方へ提供される避難情報となります。レベル5は災害が切迫しているか、既に災害が発生している段階で、そこから避難所へ移動したりすることが困難となるような状況です。レベル5の発令を待たずに、レベル4までに危険な場所から避難を行うことが重要です。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 最高の警戒レベル5は、既に災害が発生している状況、そういうことですね。このマニュアルのほうにもリアルに書かれております。ということは、警戒レベル5になる前に、警戒レベル4の時点で速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう、しっかり書かれております。警戒レベル5になると、もう既に遅いんですね。助けようにも助けようことができにくいことが多々ある。だから、警戒レベル4の時点でしっかり避難しましょう、こういうことがしっかり書かれております。

危機管理課長にお伺いします。

避難指示の、ごめんなさい、この重要な話はもうちょっと後でもう一回お話をします。ちょっと違う質問をします。

避難指示の周知方法を教えてください。

○議長（細川博史君） 危機管理課長。

（危機管理課長 吉永 敏之君自席）

○危機管理課長（吉永敏之君） お答えいたします。

周知方法は、防災無線と、スマートフォンの防災アプリ、エリアメールで周知し、避難指示の出ている地区は消防団が巡回し周知してもらっています。また、高知県の防災システムとも連携しているため、各報道機関に情報共有され、県の防災アプリやテレビなどでも周知を行っております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 防災行政無線、そしてスマートフォンの防災アプリ、そして地区の消防団が巡回しての周知、そして、あとはテレビほかインターネットということになると思うんですけども、一番身近な方法が防災行政無線だと思うんですけども、残念ながら、私が今住んでいる旭町の谷の奥に住んでいるんですけども、非常に新しくなったけど残念ながら聞こえません。僕、耳が悪いから聞こえんではなく、耳のはっきりしたうちの妻も残念ながら聞こえません。非常に聞こえづらい箇所が何箇所かあると思います。私たちの年代はまだスマホを持っておりますので、アプリで確認することはできるのでまだ何とか大丈夫ですけども、近所のスマホを持っていないお年寄りとかは非常に困ることがあると思いますが、危機管理課長に伺います。

防災行政無線が聞こえにくい場所への対応、教えてください。

○議長（細川博史君） 危機管理課長。

（危機管理課長 吉永 敏之君自席）

○危機管理課長（吉永敏之君） お答えいたします。

危機管理課へ連絡いただければ、聞こえにくいという家庭へは防災無線戸別受信機を配布しています。それと、これはスマートフォン持ちよう人ですけど、防災アプリの活用も啓発しています。

また、聞こえにくい地区が広範囲の場合は、屋外拡声装置を増設しており、実績としては下ノ加江下浦、旭町、汐見町、下川口浦に設置しております。今年度につきましては西町に増設の予定となっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） そうなんですね。防災放送が聞こえにくい場所のお宅は、危機管理課へ連絡すれば、先ほどおっしゃった防災無線戸別受信機、これを配布していただけるということなんですね。当然これは無料ですよ。はい、無料ですよ。それは本当にありがたいです。無料で設置してもらえのなら、聞こえにくいお宅がありましたら、ぜひ危機管理課のほうにお問合せをいただければと思います。いいことをお聞きできました。

次に、大雨で聞こえにくい防災放送ではなく、携帯で防災の情報確認ができる防災アプリハザードンというアプリがあるということですけども、危機管理課長に伺います。

防災アプリハザードンの内容を教えてください。

○議長（細川博史君） 危機管理課長。

（危機管理課長 吉永 敏之君自席）

○危機管理課長（吉永敏之君） お答えいたします。

防災アプリハザードンは、防災無線の内容を文字情報として通知するアプリです。

また、聞き逃した放送についても文字情報として確認することができます。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） ありがとうございます。私も調べました。ハザードンというアプリ、気象情報、地震情報、土砂災害警戒情報が発表されたときに通知をされて、マップにて避難所や避難場所の情報が閲覧できる。そして、先ほどおっしゃったように、防災行政無線で発表した内容を文字情報として確認ができる。非常に便利なアプリですね。このハザードン、市民の皆さんもぜひ携帯にインストールをしていただけますようお願いいたします。当然これも無料のアプリですよ。無料ですね。

それでは、先ほどの重要なところに戻ります。さっき言ったように、既に災害が発生している状況の警戒レベル5になると、限りなく避難ができにくくなります。そして、助けにも行きにくくなります。警戒レベル4の時点で速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう、危険な場所から全員避難、しっかりマニュアルにこれ書かれております。この内閣府避難情報に関するガイドライン、こちらにもしっかり書かれております。

6月2日、本市に合計2,283世帯、そして3,988人、4,000人弱ですよ、に、この避難指示警戒レベル4が出ました。危機管理課長に伺います。

本市各地の避難状況はどうだったのか教えてください。

○議長（細川博史君） 危機管理課長。

（危機管理課長 吉永 敏之君自席）

○危機管理課長（吉永敏之君） お答えいたします。

6月2日当日は市内10か所の避難所を開設し、中央公民館へ10名、下ノ加江市民センターへ6名、三崎市民センターへ7名、下川口市民センターへ1名、下ノ加江コミュニティセンターへ4名が避難していました。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） この避難指示が、警戒レベル4の間に逃げましょう、その避難指示が出たにもかかわらず残念ながら実際避難所に避難したのはたったの28人。あまりにもやっぱ

り危機管理の意識が薄いんじゃないかな、私思います。これ私だけじゃないと思います。実際、あの大雨があと30分続いていたらどうなっていたんでしょう。三崎の川も大変やったです。加久見の川もお宮の前まで行ってました。そして、下ノ加江も本当にぎりぎりまで行ってました。危機管理というのは、やっぱり考えられる最大の被害を想定した上で判断するべきだと思います。これは危機管理課として、市民の皆様避難するのは警戒レベル5では遅い、警戒レベル4の時点で避難するべきということをしっかり理解をしてもらわなければならないかと思えますし、また、市民の皆様におかれましても、自分の命は自分で守らんといかん、そういうことをしっかり認識していただきたい。しっかりとこれやっぱり理解していただきたい。そういうふうに私は思います。

次に危機管理課長、伺います。

消防本部や地区の消防団との連携、情報共有に問題がなかったか教えてください。

○議長（細川博史君） 危機管理課長。

（危機管理課長 吉永 敏之君自席）

○危機管理課長（吉永敏之君） お答えいたします。

災害対策本部には消防長も在籍しており、災害対策本部と消防本部、消防本部から各地区の消防団との連絡は常に取っていて、現場の状況などの情報共有はできています。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） そうですね。やっぱりふだんからしっかり訓練をされておりますので、そこはもう心配はない、そういうことです。

あと、各地区の自主防災会のメンバーの方々もこういう機会にしっかり話し合いをしていただき、自分ところの地元でまたこういうことがあったとき情報の共有をしていただいて、次に備えていただきたい。そういうふうに思います。

危機管理課長、最後の質問です。

今回の防災対策での反省点及び改善点はあるか教えてください。

○議長（細川博史君） 危機管理課長。

（危機管理課長 吉永 敏之君自席）

○危機管理課長（吉永敏之君） お答えいたします。

今回だけではありませんが、平日頃から早め早めの避難等の防災意識の向上と、災害から命を守るための行動について周知、啓発をしていきたいと思っています。また、今回のような大雨が降っているときは防災無線も聞きづらくなりますので、先ほども触れましたが、防災無線の内容がスマートフォンに通知されるアプリのハザードの普及啓発にも努めていきます。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 本当にそのとおりやと思います。先ほどお伝えしましたように、警戒レベル5になってからではもう既に遅い。警戒レベル4のうちに避難するということをしつかり周知していただきたいと思います。そして、ハザードンの普及、この啓発も絶対必要だと思いますね。ハザードンです。ハザードン。皆さんも携帯に入れていただきますように、よろしくをお願いします。

そしてもう一つ、防災行政無線が聞こえにくいお宅がありましたら、危機管理課に連絡をして、防災無線戸別受信機これは無料で配布できるということですので、これもあわせてお問合せいただくようによろしくをお願いします。

それでは、最後の質問でございます。

本市の移住支援についての質問に移らせていただきます。

昨日、新谷議員の質問の中でもありました、この20年間で本市の出生者数が4分の1まで下がったという話がありました。20年前は100人前後がこの清水で産まれていたのが、昨年は26人。たったの26人。もうえらいことになっております。

前回、3月の一般質問で、本年度の移住者、70組の100人の目標と答弁いただきました。高齢化率が50%以上になっている本市にとって、20代から40代の方が多いこの移住者の方々に本市に定住してもらえるということは本当にありがたいことです。移住者に本市を選んでいただくということは、人口減の大きな一つの歯止めになると信じて、私もこのリーフを持って一軒一軒回っております。

そういう中、このリーフをお渡しした方から1件連絡ありまして、実は自分のお母さん、信州方面から本市に嫁いできたお母さんが、そのお母さんの妹さん夫婦が定年後に環境のいい清水に移住したい、そういう話があって、早速空き家になっている古い持家を改修を今やっています。その後で企画財政課地域づくり支援係にお問合せくださいということで連絡したところ、親戚で3親等までは補助の対象にならないとのことで、残念ながら補助が出なかった。

もともと県外の方が、退職後に環境のいい本市に移住して暮らしたいというありがたい話ですので、親戚で3親等までは補助にならないという規定が仮にあるなら、もうちょっと柔軟に、来ていただけるのは本当にありがたいことなんですよね。そういう規定が仮にあるなら、もっと柔軟にウェルカムな形にするべきではないか。3親等って言ったら、おじちゃんおばちゃんとか、県外におる方がこっちに来てくれる、親戚でもいいじゃないですか、その方が清水に住んでくれるんやったらということで、もう少しそこを、今回答弁は要りません、そういう

話がたまたま数日前にあったので、企画財政課長、ぜひこの件また御検討をよろしくお願ひします。

長い前置きになりましたが、早速質問に移ります。企画財政課長に伺います。

今年度の移住者の件数と人数の進捗、教えてください。

○議長（細川博史君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山 英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

本年度、令和5年度の実績は、5月末で10組11名となっております、前年度の5月末時点が15組19名でありましたので、5組の8名下回る状況というふうになっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 本年度は、ちょっと出足2か月少し足踏み状態というところですね。しかしながら、まだ10か月あります。10か月で70組の100名の達成よろしくお願ひいたします。頑張ってください。

それでは次に、本市で暮らすに当たっては、移住者の方どういう仕事をされているんだろうというところがすごく気になる場所ですけども、企画財政課長に伺います。

本市への移住者の希望する職種、これを分かる範囲で教えてください。

○議長（細川博史君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山 英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

移住者が希望する職種というのは、特にございませんが、昨年本市へ移住された方々の就職先、職種につきましては、医療機関、それとホテルの従業員、また、飲食のサービス業などが多くなっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） そうなんです。できればですけども、本市のやっぱり一次産業の大敷組合とか、また農業系、そしてやっぱり人手がもう全然足りない介護職、看護職、医療関係ってありますけども、こちらのほうにもっと増えていただければ本当に本市もありがたいのではないかなというふうに思うんですけども。

それと気になるのが、移住で本市に来ていただいたが、残念ながら何らかの理由で本市から

また出ていくという方もいると思いますけども、企画財政課長に伺います。

残念ながら本市から離れる確率を教えてください。

○議長（細川博史君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山 英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

過去最高でありました昨年度、令和4年度につきましては、55組80名の方が本市へ移住されまして、そのうち5組5名の方が転出をしておりますので、移住した方のうち約6%の方が昨年は転出したということになっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 55組80名の中から、5組5名の転出で6%。この数字は本当にすばらしい数字じゃないかと思います。ただ、これはもう1年だけの数字ですので、これが2年たつて、3年になってということになると、もう少し実際は増えてくるんじゃないかなと思いますけども、上等な数字じゃないかなと思います。

次に行きます。

せっかく本市に移住していただいたのに、残念ながら本市から離れてしまう理由、どういう理由が多いのか分かる範囲で教えてください。

○議長（細川博史君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山 英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

市が直接、転出理由について聞き取りはしておりませんが、高知県のほうが、移住後の定着状況等について調査を行っておりまして、その結果によりますと主な理由というのが、仕事がうまくいかなかった、希望する仕事なかった、地域に溶け込めなかったなどとなっております。おおむね本市から転出された場合も同じような理由ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） やっぱり仕事ですね。先ほどちらっとお話ししましたように、やっぱり人手が足りない介護職や看護職、医療関係、こちらとの上手なマッチングができれば本市としても本当にありがたいと思うんですけども、50%以上の方々が僕も含めて65歳以上、

半分以上の方が年いっている方が多いですので、この介護職、看護職、こちらをもっと充実させんといかん、まちにせないかん、そういうふうに思いますので、上手なマッチングができたらありがたいかなと思いますので、そこのあたりも企画財政課ですよね、企画をしていただくようによろしくをお願いします。

次に、ほかの市町村では、新聞沙汰になったりとか、気になるトラブルが、移住者とのトラブルったりとか騒がれたりとかいうのがありますけども、本市での移住者の問題、トラブルはないか教えてください。

○議長（細川博史君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山 英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

本市ではこれまで、移住者に関するトラブルというのはあまり聞いたことはありませんが、過去に、本市の空き家バンクを通じて移住者に貸し出した物件の室内が汚されて困っているといった相談を、空き家の持ち主から何度か受けたことがございます。ただ、そういった場合も、当事者間、借りる側と貸す側との双方で解決をしていただいております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 大きなトラブルはない。また、それに近いようなトラブルもないということでもいいですね。分かりました。

最後になります。

移住者へのフォローの体制はあるのか教えてください。

○議長（細川博史君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山 英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

移住者へのフォロー体制につきましては、移住相談窓口を経て移住された方に対しては、地域活動への積極的な参加や、地域住民との協調に努めていただくことと併せまして、何か困り事などがあれば、移住相談窓口へ御連絡いただく旨のアドバイスを行っております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） そういうことですね。最初の段階でその注意事項を移住者の方にお見せしてから教えてあげる、そういうことですね。

ただ、本市に移住してきていただいているので、もう本当にせつかく本市を選んできていただいておりますので、例えばですよ、例えば3か月後、例えば半年後に何らかのアクションを起こして、小さいことでもいいと思いますので、移住者の困っていること、また希望していること、また本当にうれしかったこととかを教えてください、これを考えていただけませんか。いろいろな大きなトラブルないということやったですけども、ひょっとしたら水面下でいろいろあるかもしれないですから、それをやっぱり防ぐためにも、移住者の方々の声を何らかの形で集められることをしていただいたらと思うんですけども、次の移住者へのヒントをいただくこと、これもすごく大事なことはないかと思います。紹介して終わりではなくて、何らかのつながりを持つことも絶対必要だと思います。

年間100人以上の移住者に定住していただき、少しでもまちが若返り、そして人口減の歯止めの一つとなるよう私も頑張っているリーフを配って宣伝させていただきたい、応援させていただきたい、そういうふうにも思っておりますので、担当課におかれましても、最高の環境の私たちの土佐清水、この土佐清水の未来のためにぜひぜひ頑張って、移住者どんどんどんどん呼び込んでいただけるようによろしくお願いします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細川博史君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明6月28日午前10時に再開いたします。御苦労さまでございました。

午後 0時14分 延 会